

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.6-P.7	第2章 第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ ○6つ目	(新設)	<p>○ 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）を提出することで、在留諸申請に必要な書類のうち特定技能所属機関が準備する書類の提出を省略することが可能です（ただし、提出を省略した書類についても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。）。</p> <p>対象となる機関及び省略を認める書類は以下のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>（対象となる機関）</p> <p>過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関</p> <p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算</p>

				<p>の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）</p> <p>④ 一定の条件を満たす企業等</p> <p>⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 （省略を認める書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料 ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号） ・ 徴収費用の説明書（参考様式第1-9号） ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
2	P.22	<p>第4章 第1節 （7）保証金の徴収・違約金契約等に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ・ *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
3	P.25	（8）費用負担の合意に関するもの	・ 雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載	・ 雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載

		<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収費用の説明書（参考様式第1－9号） ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収費用の説明書（参考様式第1－9号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1－17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	
4	P.30	<p>第2節 （5）保証金の徴収・違約金契約等に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。
5	P.32	<p>（6）費用負担の合意に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 ・徴収費用の説明書（参考様式第1－9号） ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 ・徴収費用の説明書（参考様式第1－9号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。

6	P.43	<p>第5章 第1節 第1 (3) 報酬等に関するもの 【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） <li style="color: red;">* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1－6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
7	P.49-P.50	<p>第2節 第1 (1) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの 【確認対象の書類】 ○1つ目</p>	<p><労働保険の適用事業所の場合> *原則として2年に1回の提出（注） （初めて受入れる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働保険料等納付証明書（未納なし証明） （受入れを継続している場合） ・ 領収証書の写し（直近2年分）又は口座振替結果通知ハガキ（直近2年分） <ul style="list-style-type: none"> * 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。 ・ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（上記の領収証書等に対応する分） <ul style="list-style-type: none"> * 労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近2年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（前記の領収書等に対応する分） <p><雇用契約の成立の経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） <ul style="list-style-type: none"> * あっせんする者の有無にかかわらず提出 ・ 厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの 	<p><労働保険の適用事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="color: red;">* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり <li style="color: red;">* 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出（注） （初めて受入れる場合） ・ 労働保険料等納付証明書（未納なし証明） （受入れを継続している場合） ・ 領収証書の写し（直近2年分）又は口座振替結果通知ハガキ（直近2年分） <ul style="list-style-type: none"> * 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。 ・ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（上記の領収証書等に対応する分） <ul style="list-style-type: none"> * 労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近2年分）及び「労働保険料等納入通知書」の写し（前記の領収書等に対応する分） <p><雇用契約の成立の経緯></p>

			<p>*あつせんする者がある場合のみ提出</p>	<p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）</p> <p>*あつせんする者の有無にかかわらず提出</p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの</p> <p>*あつせんする者がある場合のみ提出</p>
8	P.50	○2つ目	<p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合>*原則として2年に1回の提出（注）</p> <p>・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票</p> <p>*健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。</p> <p>*健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p>*健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</p> <p>・納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可</p>	<p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>*上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出（注）</p> <p>・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票</p> <p>*健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。</p> <p>*健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p>*健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加</p>

通知書の写し

＊猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合
<健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合
>＊原則として2年に1回の提出（注）

・事業主本人の国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・事業主本人の国民健康保険料（税）納付証明書
・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

＊納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合

・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

＊国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。

＊国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してくだ

え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。

・納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し

＊猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合
<健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合
>

＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。

＊上記＊に該当しない場合は原則として2年に1回の提出（注）

・事業主本人の国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・事業主本人の国民健康保険料（税）納付証明書
・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

＊納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合

・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

＊国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあ

			さい。	<p>った日の属する月の前々月までの24か月分全て)を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。</p> <p>*国民年金保険料の納付から被保険者記録照会(納付Ⅱ)への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会(納付Ⅱ)に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p>
9	P.51	○3つ目	<p><法人の場合>*原則として2年に1回の提出(注)(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書(その3) ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合 <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を法人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分) ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 <p><個人事業主の場合>*原則として2年に1回の提出(注)</p>	<p><法人の場合></p> <p>*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>*上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出(注)</p> <p>(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書(その3) ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合 <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を法人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分) ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し *納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合

(国税)
・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3)
・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの
*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合

(地方税)
・税目を個人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分)
・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し
*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

(注)上記の保険料及び税のいずれにも滞納がない場合に限り、領収書や証明書等の提出は原則として2年に1回とし、提出を省略する当該申請においては、公的義務履行に関する説明書(参考様式第1-27号)の提出が必要(保険料及び税のいずれかに滞納がある場合には提出を省略することはできず上記に応じた領収書や証明書等の提出が必要)です。

なお、地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われているこ

受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合
<個人事業主の場合>
*一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。
*上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出(注)

(国税)
・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3)
・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの
*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合

(地方税)
・税目を個人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分)
・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し
*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

(注)上記の保険料及び税のいずれにも滞納がない場合に限り、領収書や証明書等の提出は原則として2年に1回とし、提出を省略する当該申請におい

			とを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書や証明書の提出が求められることがあります。	ては、公的義務履行に関する説明書（参考様式第1-27号）の提出が必要（保険料及び税のいずれかに滞納がある場合には提出を省略することはできず上記に応じた領収書や証明書等の提出が必要です）。 なお、地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書や証明書の提出が求められることがあります。
10	P.54	（2）非自発的離職者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）*原則として3年に1回の提出	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
11	P.55	（3）行方不明者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）*原則として3年に1回の提出	・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
12	P.58	（4）関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 【確認対象の書類】	<法人の場合> ・ 登記事項証明書*原則として3年に1回の提出 ・ 役員の住民票の写し*原則として3年に1回の提出 *未成年者がある場合で、法定代理人が法人で	<法人の場合> ・ 登記事項証明書 *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのと

あるときは当該法定代理人分も含む。

- ・ 特定技能所属機関の役員の誓約書（参考様式第1-23号）

＊住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合

<個人事業主の場合>

- ・ 個人事業主の住民票の写し＊原則として3年に1回の提出

＊未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

おり。

- ＊ 上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出

- ・ 役員の住民票の写し

＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。

- ＊ 上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出

＊未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。

- ・ 特定技能所属機関の役員の誓約書（参考様式第1-23号）

＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。

＊住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合

<個人事業主の場合>

- ・ 個人事業主の住民票の写し

＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。

- ＊ 上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出

＊未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

13	P.60	<p>(5) 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書*原則として3年に1回の提出 ・役員の住民票の写し*原則として3年に1回の提出 <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し*原則として3年に1回の提出 	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 ・役員の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
14	P.67	<p>(10) 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号) <ul style="list-style-type: none"> *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。

15	P.68	<p>(11) 支援に要する費用の負担に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）</p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p>＊1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関のみ</p>	<p>・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）</p> <p>＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載</p> <p>＊1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関のみ</p>
16	P.70	<p>(12) 派遣形態による受入れに関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○1つ目</p>	<p><分野共通の書類></p> <p>・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）</p> <p>＊原則として3年に1回の提出</p> <p>・派遣計画書（参考様式第1-12号）</p> <p><分野ごとの書類></p> <p>派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。</p>	<p><分野共通の書類></p> <p>・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）</p> <p>＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>＊上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出</p> <p>・派遣計画書（参考様式第1-12号）</p> <p><分野ごとの書類></p> <p>派遣形態での雇用が可能な特定産業分野（農業分野と漁業分野に限る。）ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊（分野別）を参照してください。</p>
17	P.72	<p>(14) 特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）</p> <p>＊原則として3年に1回の提出</p>	<p>・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）</p> <p>＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>＊上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出</p>

18	P.76	<p>第2 (1) 中長期在留者の受入れ実績等に関するもの 【確認対象の書類】</p>	<p><共通> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) *原則として3年に1回の提出 <第1号ロに該当する場合> ・支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号) ・支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号) <第1号ハに該当する場合> ・第1号ハに該当(同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者) することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料</p>	<p><共通> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <第1号ロに該当する場合> ・支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号) ・支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号) <第1号ハに該当する場合> ・第1号ハに該当(同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者) することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料</p>
19	P.81	<p>(4) 支援の中立性に関するもの 【確認対象の書類】</p>	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) *原則として3年に1回の提出 ・1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号) ※10 か国語の翻訳様式をHP掲載</p>	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) *一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 *上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 ・1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号) ※10 か国語の翻訳様式をHP掲載</p>
20	P.97	<p>第7章 第1節 第1 契約変更の届出</p>	<p>・特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)</p>	<p>・特定技能雇用契約の変更に係る届出書(参考様式第3-1-1号)</p>

		【確認対象の書類】		
21	P.98	第2 契約終了の届出 【確認対象の書類】	・ 特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）	・ 特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-1-2号）
22	P.98	【留意事項】 ○1つ目	（新設）	○ 特定技能雇用契約が終了した特定技能外国人について、当該外国人に対する支援の全部の実施を委託していた場合、当該外国人に係る特定技能所属機関と登録支援機関との間の委託契約も終了することになります。委託契約が終了した事実についても、届出書（参考様式第3-1-2号「A 契約の終了」欄c及びd）に記載してください。
23	P.98	○2つ目	○ 特定技能外国人は、特定技能雇用契約が終了した場合であっても、直ちに帰国することとはならず、転職により新たな特定技能所属機関との間で特定技能雇用契約が締結されれば、在留期間の範囲内で引き続き在留が認められることとなります。	○ 特定技能外国人は、特定技能雇用契約が終了した場合であっても、直ちに帰国することとはならず、転職により新たな特定技能所属機関との間で特定技能雇用契約が締結され、在留資格変更許可を受けることで引き続き在留することができます。
24	P.98	○4つ目	○ 特定技能雇用契約を終了する事由が、非自発的離職や行方不明等である場合は、受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）をあらかじめ提出しておかなければなりません（詳細については、下記第4節を参照してください。）。	○ 特定技能雇用契約を終了する場合、受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）をあらかじめ提出しておかなければなりません（詳細については、下記第4節を参照してください。）。
25	P.100	第3 新たな契約締結の届出 【確認対象の書類】 ・1つ目	・ 特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）	・ 特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-1-2号）
26	P.104	第3節 第1 契約締結の届出	・ 支援委託契約に係る届出書（参考様式第3-3号）	・ 支援委託契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-3-2号）

		【確認対象の書類】 ・1つ目		
27	P.104	【留意事項】 ○2つ目	(新設)	○ 委託先の登録支援機関を変更した場合、届出書(参考様式第3-3-2号)②「A 契約の終了」欄及び「B 契約の締結」欄の両方を記入してください。なお、併せて支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-3-2号)を提出しなければなりません(詳細については、前記第2節別表の項番Ⅲを参照してください。)
28	P.105	第2 契約変更の届出 【確認対象の書類】 ・1つ目	・支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)	・支援委託契約の変更に係る届出書(参考様式第3-3-1号)
29	P.106	第3 契約終了の届出 【確認対象の書類】	・支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)	・支援委託契約の終了又は締結に係る届出書(参考様式第3-3-2号)
30	P.106	【留意事項】 ○4つ目	(新設)	○ 委託先の登録支援機関を変更した場合、届出書(参考様式第3-3-2号)②「A 契約の終了」欄及び「B 契約の締結」欄の両方を記入してください。なお、併せて支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-3-2号)を提出しなければなりません(詳細については、前記第2節別表の項番Ⅲを参照してください。)
31	P.115	第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出 【確認対象の書類】 ・2つ目	(新設)	・1号特定技能外国人支援対象者名簿(参考様式第3-7号別紙)
32	P.115	【留意事項】 ○1つ目	○ 届出の対象となる特定技能外国人が複数人存在する場合、原則として、それぞれの特定技能外国人ごとに届出書を作成・提出する必要がありますが、	○ 届出の対象となる特定技能外国人を参考様式第3-7号(別紙)に記載して提出してください。

			支援実施状況が全く同じ場合に限り、参考様式第3-7号(別紙)を使用して届出書一部にまとめて提出しても差し支えありません(支援実施状況が異なる特定技能外国人について、一つの届出書にまとめることはできません。)	
33	P.115	○2つ目	(新設)	○ 1号特定技能外国人支援計画書において、届出の対象となる四半期中に実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書(参考様式第5-13号)を作成し、提出してください。
34	P.116	○4つ目	○ 1号特定技能外国人からの相談を端緒とした労働基準監督署への通報や公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出る必要があります。 なお、1号特定技能外国人から複数回相談を受けた場合には、相談記録書(参考様式第5-4号)の写しを添付してください。	○ 1号特定技能外国人からの相談を端緒とした労働基準監督署への通報や公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出る必要があります。 1号特定技能外国人から相談を受けた場合には、相談記録書(参考様式第5-4号)の写しを添付してください。
35	P.116	○5つ目	○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所(ハローワーク)の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出なければなりません。	○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所(ハローワーク)の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出る必要があります。 転職支援を実施した場合は、転職支援実施報告書(参考様式第5-12号)を作成し、提出してください。
36	P.149	第9章 第2節 第4 支援の実施状況に関する届出 【確認対象の書類】 ・2つ目	(新設)	・1号特定技能外国人支援対象者名簿(参考様式第4-3号別紙)

37	P.149	【留意事項】 ○2つ目	(新設)	○ 届出の対象となる特定技能外国人を参考様式第4-3号(別紙)に記載して、提出してください。
38	P.149	○3つ目	(新設)	○ 1号特定技能外国人支援計画書において、届出の対象となる四半期中に実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書(参考様式第5-13号)を作成し、提出してください。
39	P.149-P.150	○5つ目	○ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談を端緒として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出なければなりません。	○ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談を端緒として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出る必要があります。 なお、1号特定技能外国人から相談又は苦情を受けた場合には、相談記録書(参考様式第5-4号)の写しを添付してください。
40	P.150	○6つ目	○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所(ハローワーク)の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出なければなりません。	○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所(ハローワーク)の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出る必要があります。 転職支援を実施した場合は、転職支援実施報告書(参考様式第5-12号)を作成し、提出してください。
41	P.150	○9つ目	○ 届出の対象となる特定技能外国人が複数人存在する場合、原則として、それぞれの特定技能外国人ごとに届出書を作成・提出する必要がありますが、支援実施状況が全く同じ場合に限り、参考様式第4-3号(別紙)を使用して届出書一部にまとめて提出しても差し支えありません(支援実施状況が異なる特定技能外国人について、一つの届出書にまとめることはできません。)	(削除)

42	別紙2	届出一覧表(特定技能所属機関(2の1))	届出一覧表(特定技能所属機関(2の1)) <別紙2>					届出一覧表(特定技能所属機関(2の1)) <別紙2>				
			種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点	種別	様式	届出先	方法
1	随時届出	特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理庁	持参、郵送又はインターネット	事由発生日から14日以内	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理庁	持参、郵送又はインターネット	事由発生日から14日以内	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照すること。		
		支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2号)				・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。					・1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。	
		支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)				・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。					・支援委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照すること。	
		受入れ困難に係る届出書(参考様式第3-4号)				・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章4節を参照すること。					・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章4節を参照すること。	
		出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書(参考様式第3-5号)				・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。					・特定技能外国人について、不正行為(残業代等資金の不払、暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反など)があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第5節を参照すること。	

43	別紙4	<別紙4>					<別紙4>					
		共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号	特定技能2号	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号	特定技能2号					
特定産業分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	試験合格等となる技能実習2号	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号	特定技能2号	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号	特定技能2号
介護分野	【特定技能1号】 介護従事者(介護者の心身の状況に応じた入浴、食事、排泄等の介助等のほか、これに付随する安全管理上のケアシートの交換、履服取替の補助等)を利用者の安全で行われるもの(別表外)	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	介護 介護	介護 介護	介護 介護	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	介護日本語評価試験	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	介護技能評価試験
		介護福祉士試験(国家試験)	介護福祉士試験(国家試験)	介護 介護	介護 介護	介護 介護		介護 介護	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	介護技能評価試験	介護日本語評価試験
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 建築物内の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング ビルクリーニング	ビルクリーニング ビルクリーニング	ビルクリーニング ビルクリーニング	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験
製菓・製菓機械・電気電子分野	【特定技能1号】 製造(生産)従事者(消費者の心身の状況に応じた入浴、食事、排泄等の介助等のほか、これに付随する安全管理上のケアシートの交換、履服取替の補助等)を利用者の安全で行われるもの(別表外)	製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	製造 製造	製造 製造	製造 製造	製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)
		製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	製造 製造	製造 製造	製造 製造		製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	製菓分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)
ダイレクト分野	【特定技能1号】 ダイレクト(接客)従事者(消費者の心身の状況に応じた入浴、食事、排泄等の介助等のほか、これに付随する安全管理上のケアシートの交換、履服取替の補助等)を利用者の安全で行われるもの(別表外)	ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイレクト ダイレクト	ダイレクト ダイレクト	ダイレクト ダイレクト	ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)
		ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイレクト ダイレクト	ダイレクト ダイレクト	ダイレクト ダイレクト		ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイレクト分野特定技能1号 評価試験(ダイレクト)	国際交流基金日本語能力テスト 日本語能力試験(N4以上)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等		
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
				職種		作業	
農林材・産業機械・電気電子情報処理関連産業分野	【特定技能1号】 機械加工(生産者の指示を詳細に、又は、自分の判断により、設置、プレス加工、切削等の加工工程で機械加工工程に適用して金属材料等を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト*	機械加工	作業設備 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンター		
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			金属プレス加工	金属プレス
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			組立	構造物組立
日本語能力試験(N4以上)							
国際交流基金日本語基礎テスト*	組立	電気的作業					
日本語能力試験(N4以上)			溶接溶接めっき				

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等		
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
				職種		作業	
農林材・産業機械・電気電子情報処理関連産業分野	【特定技能1号】 アルミニウム陽極酸化処理(生産者の指示を詳細に、又は、自分の判断により、アルミニウム表面を酸化させ、酸化アルミニウムの生成を生産する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	国際交流基金日本語基礎テスト*	アルミニウム陽極酸化装置	腐食防食処理		
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			仕上げ	金型仕上げ
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			機械組立仕上げ	機械検査
日本語能力試験(N4以上)							
国際交流基金日本語基礎テスト*	電気機器組立て	電子機器組立て					
日本語能力試験(N4以上)							

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等		
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
				職種		作業	
農林材・産業機械・電気電子情報処理関連産業分野	【特定技能1号】 機械加工(生産者の指示を詳細に、又は、自分の判断により、設置、プレス加工、切削等の加工工程で機械加工工程に適用して金属材料等を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト*	機械加工	作業設備 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンター		
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			金属プレス加工	金属プレス
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			組立	構造物組立
日本語能力試験(N4以上)							
国際交流基金日本語基礎テスト*	組立	電気的作業					
日本語能力試験(N4以上)			溶接溶接めっき				

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等		
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
				職種		作業	
農林材・産業機械・電気電子情報処理関連産業分野	【特定技能1号】 アルミニウム陽極酸化処理(生産者の指示を詳細に、又は、自分の判断により、アルミニウム表面を酸化させ、酸化アルミニウムの生成を生産する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	国際交流基金日本語基礎テスト*	アルミニウム陽極酸化装置	腐食防食処理		
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			仕上げ	金型仕上げ
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト*			機械組立仕上げ	機械検査
日本語能力試験(N4以上)							
国際交流基金日本語基礎テスト*	電気機器組立て	電子機器組立て					
日本語能力試験(N4以上)							

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号			特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号	
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (左官)	国際交流基金日本語基礎テスト (左官)	左官 左官	建設分野特定技能2号 労働試験 (左官)
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (左官)	国際交流基金日本語基礎テスト (左官)	左官 左官	建設分野特定技能2号 労働試験 (左官)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号			特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号	
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (コンクリート工)	国際交流基金日本語基礎テスト (コンクリート工)	コンクリート建築工 コンクリート建築工	建設分野特定技能2号 労働試験 (コンクリート工)
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (コンクリート工)	国際交流基金日本語基礎テスト (コンクリート工)	コンクリート建築工 コンクリート建築工	建設分野特定技能2号 労働試験 (コンクリート工)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号			特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号	
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト (土木)	土木 土木	建設分野特定技能2号 労働試験 (土木)
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト (土木)	土木 土木	建設分野特定技能2号 労働試験 (土木)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号			特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号	
建設分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト (土木)	土木 土木	建設分野特定技能2号 労働試験 (土木)
	【特定技能1号】 【特定技能2号】	建設分野特定技能1号 労働試験 (土木)	国際交流基金日本語基礎テスト (土木)	土木 土木	建設分野特定技能2号 労働試験 (土木)

<別編4>

特定職業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		試験免除等による技能実習2号		特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (技能検査)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄筋工	鉄筋組立て	建設分野特定技能2号 評価試験 (技能検査)
	【特定技能2号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (技能検査)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			

<別編4>

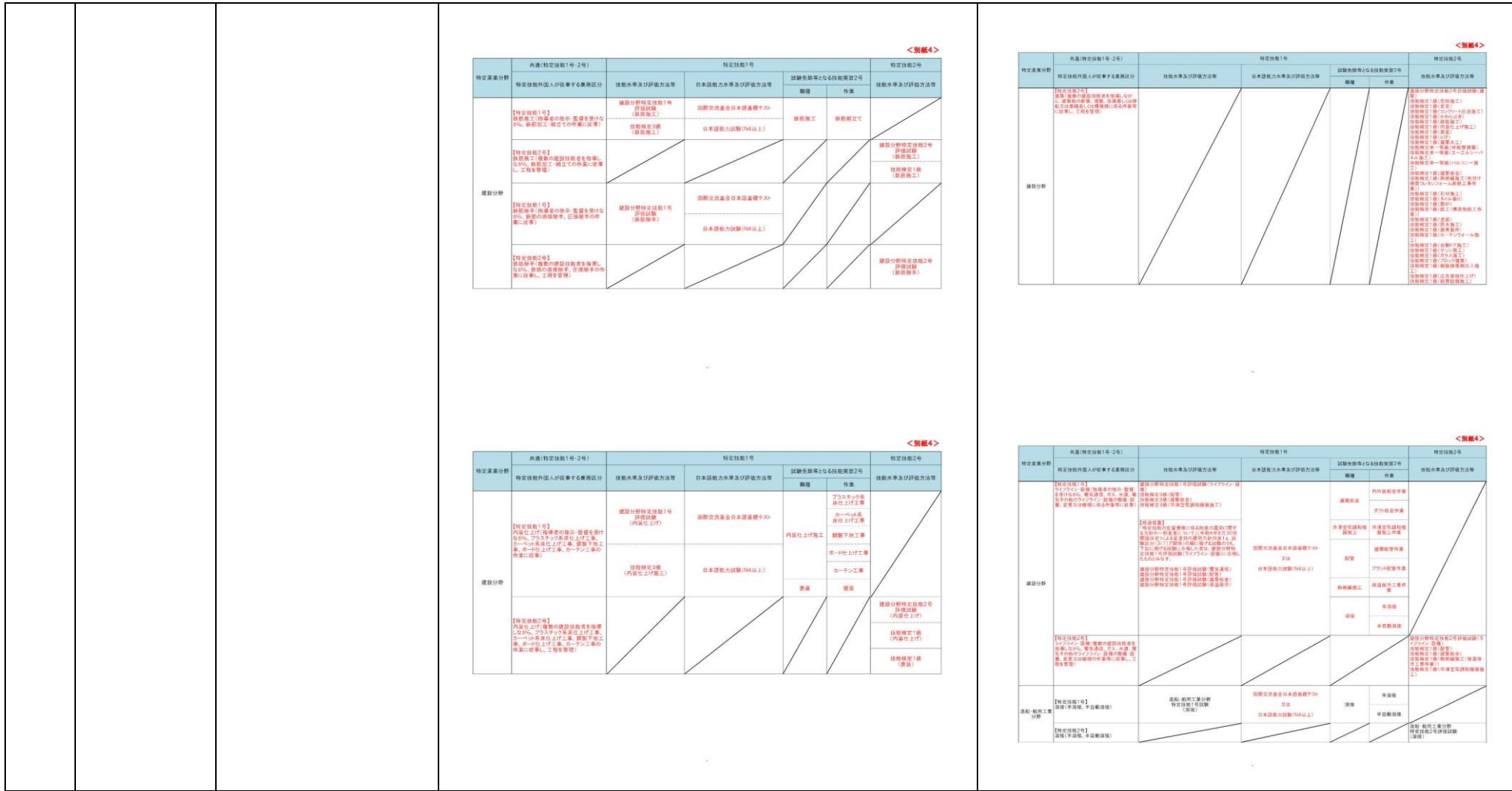
特定職業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		試験免除等による技能実習2号		特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (技能検査)	国際交流基金日本語基礎テスト			建設分野特定技能2号 評価試験 (技能検査)
	【特定技能2号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (技能検査)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			

<別編4>

特定職業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		試験免除等による技能実習2号		特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内閣府上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	ボルト・ナット 取付上げ工事	鋼製下地工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (内閣府上げ)
	【特定技能2号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内閣府上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ボルト・ナット 取付上げ工事	鋼製下地工事	

<別編4>

特定職業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		試験免除等による技能実習2号		特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内閣府上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト			建設分野特定技能2号 評価試験 (内閣府上げ)
	【特定技能2号】 建設業(建築業)の指示、監督を受けながら、建設加工、組立ての作業に従事する者(建築工事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内閣府上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			



<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 指定技能分野(建設)の労働者(労働者)が指定技能分野(建設)に従事する業務(建設)に従事し、工程管理	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	作業	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)
	【特定技能1号】 建築検査(労働者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内窓、天井等)の内装工事、屋根、瓦工等)に係る労働者の内装工事の施工・取付け又はその後の取付け等の作業に従事し、工程管理	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	内外装検査	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)
	【特定技能2号】 建築検査(労働者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内窓、天井等)の内装工事、屋根、瓦工等)に係る労働者の内装工事の施工・取付け又はその後の取付け等の作業に従事し、工程管理	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	内外装検査	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 建築検査(労働者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内窓、天井等)の内装工事、屋根、瓦工等)に係る労働者の内装工事の施工・取付け又はその後の取付け等の作業に従事し、工程管理	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	内外装検査	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)
	【特定技能2号】 建築検査(労働者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内窓、天井等)の内装工事、屋根、瓦工等)に係る労働者の内装工事の施工・取付け又はその後の取付け等の作業に従事し、工程管理	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	内外装検査	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)
	【特定技能1号】 海外からの労働者(労働者の指示・監督を受けながら、海外からの労働者(労働者)が海外からの労働者(労働者)に従事する業務(建設)に従事し、工程管理	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	内外装検査	建設分野特定技能2号 評価試験 (建築検査)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
農業分野	【特定技能1号】 農業従事者(労働者の指示・監督を受けながら、農業従事者(労働者)が農業従事者(労働者)に従事する業務(農業)に従事し、工程管理	農業技能実習試験(労働者検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	農業	農業技能実習試験(労働者検査)
	【特定技能1号】 農業従事者(労働者の指示・監督を受けながら、農業従事者(労働者)が農業従事者(労働者)に従事する業務(農業)に従事し、工程管理	農業技能実習試験(労働者検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	農業	農業技能実習試験(労働者検査)
	【特定技能2号】 農業従事者(労働者の指示・監督を受けながら、農業従事者(労働者)が農業従事者(労働者)に従事する業務(農業)に従事し、工程管理	農業技能実習試験(労働者検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	農業	農業技能実習試験(労働者検査)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
製造業分野	【特定技能1号】 製造業(労働者の指示・監督を受けながら、製造業(労働者)が製造業(労働者)に従事する業務(製造)に従事し、工程管理	製造業技能実習試験(労働者検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	製造業	製造業技能実習試験(労働者検査)
	【特定技能2号】 製造業(労働者の指示・監督を受けながら、製造業(労働者)が製造業(労働者)に従事する業務(製造)に従事し、工程管理	製造業技能実習試験(労働者検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	製造業	製造業技能実習試験(労働者検査)
	【特定技能1号】 海外からの労働者(労働者の指示・監督を受けながら、海外からの労働者(労働者)が海外からの労働者(労働者)に従事する業務(製造)に従事し、工程管理	製造業技能実習試験(労働者検査)	国際交流基金日本語基礎レベル2+	試験免除	製造業	製造業技能実習試験(労働者検査)

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号				特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 国土・土木工(建築業の取組、監督を併行して行う労働者、土木等)の外国人等 及び建設物の取組・築造等の作業(建築業)	建設分野特定技能1号 (国土・土木工)	国際交流基金日本国選考枠下 日本語能力試験(N4以上)			建設分野特定技能2号 労働者 (国土・土木工)
	【特定技能2号】 国土・土木工(建築業の建設技術者等)の外国人労働者、土木等)の外国人等 及び建設物の取組・築造等の作業(建築業、工業等)					
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船(手廻操、半自動操練)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本国選考枠下 日本語能力試験(N4以上)	造船	半操縦 半自動操練	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (造船)
	【特定技能2号】 造船(手廻操、半自動操練)					

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号				特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		
				職種	作業	
材料生産製造業分野				職種	作業	材料生産製造業分野 試験免除等による技能実習2号 中心製造 中心製造 中心製造 中心製造 中心製造 中心製造
作業業分野	【特定技能1号】 作業業(製造業)の労働者、建設、農林業	作業業技能認定試験	国際交流基金日本国選考枠下 又は 日本語能力試験(N4以上)	製造業 建設業 農林業	製造業 建設業 農林業	作業業分野 試験免除等による技能実習2号

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号				特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		
				職種	作業	
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船(金属溶接作業、溶接溶接作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (造船)	国際交流基金日本国選考枠下 日本語能力試験(N4以上)	造船	金属溶接 溶接溶接	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (造船)
		技能検定3級 (造船)	日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 船工(構造物取組作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (船工)	国際交流基金日本国選考枠下 日本語能力試験(N4以上)	船工	構造物取組	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (船工)
		技能検定3級 (船工)	日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 仕上(加工・器具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (仕上)	国際交流基金日本国選考枠下 日本語能力試験(N4以上)	仕上	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (仕上)
		技能検定3級 (仕上)	日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 機械加工(普通機械作業、数値制御機械作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本国選考枠下 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通加算 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンタ	造船・船用工業分野 特定技能2号試験 (機械加工)	
	技能検定3級 (機械加工)	日本語能力試験(N4以上)				

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		試験免除等による技能実習2号		特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		
				職種	作業	
船舶・船内工 分野	【特定技能1号】 船舶・船内工分野 【特定技能2号】 船舶・船内工分野 【特定技能1号】 船舶・船内工分野 【特定技能2号】 船舶・船内工分野	造船・船内工分野 特定技能1号試験 (電気設備組立て)	国際交流基金日本語試験(日本語)	電気機器組立て	船舶電機組立て	/
			日本語能力試験(N4以上)		船舶機器組立て	
自動車整備 分野	【特定技能1号】 自動車整備分野 【特定技能2号】 自動車整備分野	自動車整備分野特定技能評価 試験	国際交流基金日本語試験(日本語)	自動車整備	自動車整備	/
			日本語能力試験(N4以上)		自動車整備	
航空	【特定技能1号】 航空整備 【特定技能2号】 航空整備	航空整備評価試験 (航空分野)	国際交流基金日本語試験(日本語)	航空機地上支援	航空機地上支援	/
			日本語能力試験(N4以上)		航空機地上支援	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		試験免除等による技能実習2号		特定技能2号
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		
				職種	作業	
宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊分野 【特定技能2号】 宿泊分野	宿泊業技能実習評価試験	国際交流基金日本語試験(日本語)	/	/	/
農業分野	【特定技能1号】 農業分野 【特定技能2号】 農業分野	農業技能実習評価試験(農業)	国際交流基金日本語試験(日本語)	新種農業	施設農業	/
			日本語能力試験(N4以上)		施設農業	
漁業分野	【特定技能1号】 漁業分野 【特定技能2号】 漁業分野	漁業技能実習評価試験(漁業)	国際交流基金日本語試験(日本語)	養殖農業	養殖	/
			日本語能力試験(N4以上)		養殖	
漁業分野	【特定技能1号】 漁業分野 【特定技能2号】 漁業分野	漁業技能実習評価試験(漁業)	国際交流基金日本語試験(日本語)	養殖農業	水産加工	/
			日本語能力試験(N4以上)		水産加工	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
飲食食品製造業分野	【特定技能1号】 飲食料品製造業全般(飲食食品(焼酎を除く)、酒類加工、安全衛生)	飲食料品製造業技能測定試験	国際交流基準日本語基礎レベル 又は 日本語能力試験(N4以上)	調理	作業	
				食品物産	食品物産	
				食品処理加工業	食品処理加工	
					餅類製造	
				加糖増水産加工食品製造業	加糖増水産製造	
					調味加工品製造	
					かん食品製造	
					漬物食品製造	
				非加熱性水産加工食品製造業	非加熱性水産加工	
					乾物食品製造	
				水産物(製品)製造業	水産物(製品)製造	
				牛豚畜肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
				ハムソーセージ・ペレツシ製造	ハム・ソーセージ・ペレツシ製造	
				パン製造	パン製造	
そうめん製造業	そうめん加工					
農産物産物製造業	農産物産物製造					

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等による技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
外食業分野	【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	外食業技能測定試験	国際交流基準日本語基礎レベル 日本語能力試験(N4以上)	医師	福祉施設給食製造	
				医師	福祉施設給食製造	

44	参考様式第 1-26号	公的義務に関する誓 約書	<p>参考様式第1-26号</p> <p>公的義務履行に関する誓約書</p> <p>私は、下記の理由から、今回の在留申請において、速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができません。</p> <p>ついては、今般、地方出入国在留管理局から指導を受けた納税義務や社会保険制度上の義務について、所轄官庁と相談の上速やかに履行します。</p> <p>なお、次回、在留期間更新許可申請時までに義務を履行しなかった場合には、在留期間の更新が許可されないこととなることも理解しました。</p> <p>記</p> <div data-bbox="750 539 1321 742" style="border: 1px solid black; height: 127px; width: 255px;"></div> <p>(注意) 納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない理由として、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることのほか、やむを得ない理由がある場合はその理由を具体的に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署名 _____</p>	<p>参考様式第1-26号</p> <p>公的義務履行に関する誓約書</p> <p>私は、下記の理由から、今回の在留申請において、速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができません。</p> <p>ついては、今般、地方出入国在留管理局から指導を受けた納税義務や社会保険制度上の義務について、所轄官庁と相談の上速やかに履行します。</p> <p>なお、次回、在留期間更新許可申請時までに義務を履行しなかった場合には、在留期間の更新が許可されないこととなることも理解しました。</p> <p>記</p> <div data-bbox="1496 523 2036 778" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない理由】</p> <p><input type="checkbox"/> 現在、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外にやむを得ない理由がある場合は、以下に具体的な理由を記載。</p> <div data-bbox="1518 667 2016 766" style="border: 1px solid red; height: 62px; width: 222px;"></div> </div> <p>(注意) 納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない理由として、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることのほか、やむを得ない理由がある場合はその理由を具体的に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署名 _____</p>
----	----------------	-----------------	--	--

45	参考様式第 1-29号	書類省略に当たって の誓約書	(新設)	<p>参考様式第1-29号</p> <p style="text-align: center;">書類省略に当たっての誓約書</p> <p>一般の申請にあたり、以下の事項を含め、出入国管理及び難民認定法令に適合していることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。</p> <p>1 申請書(所属機関作成用)で申告した事項及びその他提出書類の内容に虚偽でなく、以下のいずれにも滞納がないこと</p> <p>(1) 労働関係法令の遵守 労働保険料(適用事業所のみ)</p> <p>(2) 社会保険関係法令の遵守 ア 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合 健康保険・厚生年金保険料 イ 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合ではない場合 (ア) 事業主の国民健康保険料 (イ) 事業主の国民年金保険料</p> <p>(3) 租税関係の法令遵守 ア 法人の場合 (ア) 国税(源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税) (イ) 地方税(法人住民税) イ 個人事業主の場合 (ア) 国税(源泉所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税) (イ) 地方税(個人住民税)</p> <p>2 特定技能外国人の受入れ後は、出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第1号又は第3号の規定に基づき、事実在即した内容を適正に届け出ること</p> <p>3 出入国在留管理局が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、実地調査等の調査に応じること</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関名</p>
----	----------------	-------------------	------	--

46

参考様式第
3-1号

特定技能雇用契約に
係る届出書

参考様式第3-1号

特定技能雇用契約に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 届出の事由 (該当するものを選んでください。)

特定技能雇用契約の変更 特定技能雇用契約の終了 新たな特定技能雇用契約の締結

↓
Aを記入

↓
Bを記入

↓
Cを記入

A 契約の変更

a 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 変更事項

① 大分類

- 雇用契約期間
- 就業の場所
- 従事すべき業務の内容
- 労働時間等
- 休日
- 休暇
- 賃金
- 退職に関する事項
- その他(社会保険・労働保険の加入状況、健康診断、帰国担保措置)

② 小分類

- 01.雇用契約期間
- 02.契約の更新の有無
- 03.雇用形態
- 05.事業所名
- 06.所在地
- 08.分野の主従
- 09.業務区分
- 10.始業・終業の時刻等
- 11.休憩時間
- 12.所定労働時間数
- 13.所定労働日数
- 14.所定時間外労働の有無
- 15.定休日
- 16.非定休日
- 17.年次有給休暇
- 18.その他の休暇
- 19.基本賃金
- 20.諸手当(時間外労働の割増賃金は除く)
- 21.所定時間外、休日又は深夜労働に
対して支払われる割増賃金率
- 22.賃金締切日
- 23.賃金支払日
- 24.賃金支払方法
- 25.労使協定に基づく賃金支払時の控除
- 26.昇給
- 27.賞与
- 28.退職金
- 29.休業手当
- 30.自己都合退職の手続
- 31.解雇の事由及び手続
- 32.社会保険・労働保険の加入状況
- 33.健康診断
- 34.帰国担保措置

※以下は派遣先の変更の場合に記載

- 04.派遣先の氏名又は名称
- 07.派遣先における就労(作業)場所
- 35.派遣先の所在地(住所)
- 36.派遣予定期間

次葉に続く

(削除)

c 変更後の内容
(全角、20文字以内) _____

B 契約の終了

a 終了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 終了の事由

- 01.雇用契約の終期到来
- 特定技能所属機関の都合による終了
 - 02.経営上の都合
 - 03.基準不適合
 - 04.死亡(個人事業主)
 - 05.その他()
- 外国人の都合による終了
 - 06.死亡
 - 07.病気・怪我
 - 08.行方不明
 - 09.重責解雇(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)
 - 10.自己都合退職
 - 11.その他()

C 新たな契約の締結

a 締結年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 契約の内容
(全角、20文字以内) _____

③ 届出機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 _____
(本店又は主たる事務所)

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。



本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

47	参考様式第 3-1-1号	特定技能雇用契約の 変更に係る届出書	(新設)	<p>参考様式第3-1-1号</p> <p style="text-align: center;">特定技能雇用契約の変更に係る届出書</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>① 届出の対象者</p> <p>氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女</p> <p>生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____</p> <p>住 居 地 _____</p> <p>在 留 カ ー ド 番 号 _____</p> <p>特 定 産 業 分 野 _____ 業 務 区 分 _____</p> <p>② 特定技能雇用契約の変更内容</p> <p>a 変 更 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>b 変 更 事 項</p> <p>① 変更した内容に該当する事項を以下の中から選択してください(複数選択可)。</p> <p><input type="checkbox"/> I. 雇用契約期間 <input type="checkbox"/> IV. 労働時間等 <input type="checkbox"/> VII. 賃金</p> <p><input type="checkbox"/> II. 就業の場所 <input type="checkbox"/> V. 休日 <input type="checkbox"/> VIII. 退職に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> III. 従事すべき業務の内容 <input type="checkbox"/> VI. 休暇 <input type="checkbox"/> IX. その他(社会保険・労働保険の加入状況、健康診断、帰国保障措置)</p> <p>② 変更後の契約内容が記載された雇用条件書(参考様式第1-6号、別紙を含む。)を添付してください。 (雇用条件書は、変更があった部分だけを記載又は既にある雇用条件書に朱書き修正した形で提出してください。) (変更後の契約内容を記載した雇用条件書は、対象となる特定技能外国人本人が十分に理解できる言語で翻訳・説明し、当該外国人が十分に理解したことを確認した上で、署名を得る必要があります。)</p> <p>③ 届出機関</p> <p>法人番号(13桁) _____</p> <p>機関の氏名又は名称 _____</p> <p>機 関 の 住 所 _____ (本店又は主たる事務所)</p> <p>担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ ※</p> <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>本届出書作成者の署名/作成年月日</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。 (注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。</p>
----	-----------------	-----------------------	------	---

48	参考様式第 3-1-2号	特定技能雇用契約の 終了又は締結に係る 届出書	(新設)	<p>参考様式第3-1-2号</p> <p>特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第1号(及び3号)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>① 届出の対象者</p> <p>氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女</p> <p>生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____</p> <p>住 居 地 _____</p> <p>在留カード番号 _____</p> <p>特定産業分野 _____ 業務区分 _____</p> <p>② 届出の事由(該当するものを選んでください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 特定技能雇用契約の終了 <input type="checkbox"/> 新たな特定技能雇用契約の締結</p> <p style="text-align: center;">  Aを記入  Bを記入 </p> <p>A 契約の終了</p> <p>a 雇用契約終了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>b 終了の事由</p> <p><input type="checkbox"/> 01.雇用契約の終期到来</p> <p><input type="checkbox"/> 特定技能所属機関の都合による終了</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 02.経営上の都合 <input type="checkbox"/> 03.基準不適合 <input type="checkbox"/> 04.死亡(個人事業主) <input type="checkbox"/> 05.その他(_____) </p> <p><input type="checkbox"/> 外国人の都合による終了</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 06.死亡 <input type="checkbox"/> 07.病気・怪我 <input type="checkbox"/> 08.行方不明 <input type="checkbox"/> 09.重責解雇(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇) <input type="checkbox"/> 10.自己都合退職(本人からの申出による退職) <input type="checkbox"/> 11.その他(_____) </p> <p style="text-align: right;">次葉に続く</p>
----	-----------------	-------------------------------	------	--

→届出の対象者(上記①の者)に係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記cについても記入してください。

c 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 年 月 日

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

B 新たな契約の締結

a 雇用契約締結年月日 年 年 日

b 契約の内容 →雇用条件書(参考様式第1-6号)を添付してください。
雇用条件書は、特定技能外国人が十分に理解できる言語で翻訳した上で、当該特定技能外国人に内容を説明し、当該特定技能外国人が十分に理解したことを確認した上で、当該特定技能外国人の署名を受けてください。

③ 届出機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

担当者 電話番号 ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

本届出(雇用契約期間満了による場合を除く。)を行うにあたって、事前に「受入れ困難に係る届出(参考様式第3-4号)の提出が必要。未提出である場合は、本届出とともに必ず提出すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

49

参考様式第
3-3号

支援委託契約に係る
届出書

参考様式第3-3号

支援委託契約に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____
〒 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 届出の事由(該当するものを選んでください。)

支援委託契約の締結 支援委託契約の変更 支援委託契約の終了

↓
Aを記入

↓
Bを記入

↓
Cを記入

A 契約の締結

a 締結年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 契約の内容
(全角、20文字以内) _____

B 契約の変更

a 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 変更事項 01.委託する支援業務 05.契約期間等
 02.委託料 06.倒産等の場合の措置
 03.費用の負担 07.契約解除
 04.実施状況の報告

c 変更後の内容
(全角、20文字以内) _____

次葉に続く

(削除)

C 契約の終了

a 終了年月日 年 月 日

b 終了の事由 大分類 委託契約の終期到来
 特定技能所属機関の都合による終了
 登録支援機関の都合による終了

小分類 終期到来
 経営上の都合
 契約違反
 登録取消し
 その他()

③ 届出機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 〒 - _____
(本店又は主たる事務所)

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ ※

④ 登録支援機関

登 録 番 号 _____

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 〒 - _____
(本店又は主たる事務所)

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____年 _____月 _____日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注) 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

50	参考様式第 3-3-1号	支援委託契約の変更 に係る届出書	(新設)	<p>参考様式第3-3-1号</p> <p style="text-align: center;">支援委託契約の変更に係る届出書</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>① 届出の対象者</p> <p>氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女</p> <p>生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____</p> <p>住 居 地 _____</p> <p>在留カード番号 _____</p> <p>特定産業分野 _____ 業務区分 _____</p> <p>② 変更の事由</p> <p>a 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>b 変更事項 <input type="checkbox"/> 委託料(1名あたりの月額)</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 : 月額 _____ 円</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後 : 月額 _____ 円</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 委託契約期間</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後の内容(全角、20文字以内)</p> <p style="padding-left: 40px;">_____</p> <p style="text-align: right;">次葉に続く</p>
----	-----------------	---------------------	------	---

				<p>③ 届出機関</p> <p>法人番号(13桁) <input type="text"/></p> <p>機関の氏名又は名称 _____</p> <p>機 関 の 住 所 〒 _____ (本店又は主たる事務所)</p> <p>担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ ※</p> <p>④ 登録支援機関</p> <p>登 録 番 号 _____</p> <p>法人番号(13桁) <input type="text"/></p> <p>機関の氏名又は名称 _____</p> <p>機 関 の 住 所 〒 _____ (本店又は主たる事務所)</p> <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>本届出書作成者の署名/作成年月日</p> <p>_____年 _____月 _____日</p> <p>注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。 (注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。</p>
--	--	--	--	---

51	参考様式第 3-3-2号	支援委託契約の終了 又は締結に係る届出 書	(新設)	<p>参考様式第3-3-2号</p> <p style="text-align: center;">支援委託契約の終了又は締結に係る届出書</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>① 届出の対象者</p> <p>氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女</p> <p>生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____</p> <p>住 居 地 _____</p> <p>在 留 カ ー ド 番 号 </p> <p>特 定 産 業 分 野 _____ 業 務 区 分 _____</p> <p>② 届出の事由(該当するものを選んでください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 支援委託契約の終了 (自社支援に切り替える場合はこちらを選択してください。)</p> <p>⇒ Aを記入</p> <p><input type="checkbox"/> 支援委託契約の締結 (自社支援から登録支援機関による支援に切り替える場合はこちらを選択してください。)</p> <p>⇒ Bを記入</p> <p><input type="checkbox"/> 支援委託契約の終了と締結 (委託先の登録支援機関を変更する場合はこちらを選択してください。)</p> <p>⇒ AとBを記入</p> <p style="text-align: right;">次頁に続く</p>
----	-----------------	-----------------------------	------	---

A 契約の終了

a 終了年月日 年 月 日

b 終了の事由 大分類 委託契約の終期到来
 特定技能所属機関の都合による終了
 登録支援機関の都合による終了

小分類 終期到来
 経営上の都合
 契約違反
 登録取消し
 その他()

B 契約の締結

締結年月日 年 月 日

新たに委託契約を締結した登録支援機関について記入してください。

登 録 番 号

法 人 番 号 (1 3 桁)

機 関 の 氏 名 又 は 名 称

機 関 の 住 所 [〒] -
(本店又は主たる事務所)

→ 登録支援機関との支援委託契約に係る説明書(参考様式第1-25号)を届出書に添付して提出してください。

③ 届出機関

法 人 番 号 (1 3 桁)

機 関 の 氏 名 又 は 名 称

機 関 の 住 所 [〒] -
(本店又は主たる事務所)

担 当 者

電 話 番 号

※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

本届出を行う場合、1号特定技能外国人支援計画書においても変更が生ずることから、事前に「支援計画変更に係る届出(参考様式第3-2号)の提出が必要。未提出である場合は、本届出とともに必ず提出すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

受入れ困難に係る届
出書
②届出の事由
B 特定技能外国人
の都合
a 事由
「自己都合退職」

B 特定技能外国人の都合

- a 事由 死亡
 病気・怪我
 行方不明
 重責解雇(外国人の責めに帰すべき事由による解雇)
 自己都合退職
 その他()

b 事由発生日 年 月 日

c 事案の概要
(全角、20文字以内)

- ③ 特定技能外国人の現状 連絡可能
 連絡不可能

④ 受入れ継続のための措置

- A 活動継続の意思 活動継続の意思あり(復帰予定あり)
 活動継続の意思あり(復帰予定なし)
 活動継続の意思なし(転職希望)
 活動継続の意思なし(帰国希望)
 確認不可能
 その他()
- B 措置内容 雇用継続
 転職支援実施
 帰国支援実施
 雇用契約解除
 その他()

⑤ 届出機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 〒 - _____
(本店又は主たる事務所)

担当者 _____ 電話番号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が
変更箇所を訂正し署名すること。
(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

B 特定技能外国人の都合

- a 事由 死亡
 病気・怪我
 行方不明
 重責解雇(外国人の責めに帰すべき事由による解雇)
 自己都合退職(本人からの申出による退職予定)
 その他()

b 事由発生日 年 月 日

c 事案の概要
(全角、20文字以内)

- ③ 特定技能外国人の現状 連絡可能
 連絡不可能

④ 受入れ継続のための措置

- A 活動継続の意思 活動継続の意思あり(復帰予定あり)
 活動継続の意思あり(復帰予定なし)
 活動継続の意思なし(転職希望)
 活動継続の意思なし(帰国希望)
 確認不可能
 その他()
- B 措置内容 雇用継続予定
 転職支援実施予定(非自発的離職に該当し、転職支援の対象となる場合)
 帰国支援実施予定
 雇用契約解除予定
 その他()

⑤ 届出機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 〒 - _____
(本店又は主たる事務所)

担当者 _____ 電話番号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が
変更箇所を訂正し署名すること。
(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

53

参考様式第

3-1-1号

参考様式第

3-1-2号

参考様式第

3-2号

参考様式第

3-3-1号

参考様式第

3-3-2号

参考様式第

3-4号

参考様式第

3-5号

(記載要領)

項番 1

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分			
介護分野	身体介護等			
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃			
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	鋳造	工場板金	電気機器組立て	仕上げ
	鍛造	めっき	プリント配線板製造	
	ダイカスト	工業包装	プラスチック成形	
	機械加工	機械検査	塗装	
	金属プレス加工	機械保全	溶接	
鉄工	電子機器組立て	アルミニウム陽極酸化処理		
建設分野・特定技能1号	型枠施工	建設機械施工	鉄筋施工	ヒビ 保温保冷
	左官	土工	鉄筋継手	建築大工
建設分野・特定技能2号	コンクリート圧送	屋根ふき	内装仕上げ	配管
	トンネル推進工	電気通信	表装	建築板金
造船・船用工業分野・特定技能1号	溶接	仕上げ		
	塗装	機械加工		
造船・船用工業分野・特定技能2号	鉄工	電気機器組立て		
	溶接			
自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、分解整備			
航空分野	空港グランドハンドリング		航空機整備	
	航空機整備			
宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務			
農業分野	耕種農業全般 畜産農業全般			
漁業分野	漁業 養殖業			
飲食品製造業分野	飲食品製造全般			
外食業分野	外食業全般			

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分	
介護分野	身体介護等	
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	機械金属加工	電気電子機器組立て
	金属表面処理	
建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備	
建設分野・特定技能2号		
造船・船用工業分野・特定技能1号	溶接	仕上げ
	塗装	機械加工
造船・船用工業分野・特定技能2号	鉄工	電気機器組立て
	溶接	
自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	
航空分野	空港グランドハンドリング 航空機整備	
航空機整備	航空機整備	
宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	
農業分野	耕種農業全般 畜産農業全般	
漁業分野	漁業 養殖業	
飲食品製造業分野	飲食品製造全般	
外食業分野	外食業全般	

支援実施状況に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第2号の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

(届出の対象期間： 年 第 四半期)

1 特定技能所属機関	法人番号(13桁)											
	(ふりがな) 氏名 又は 名称											
	住 所	〒 - ※(電話 - -)										
2 1号特定技能外国人	氏名(ローマ字)						性 別	男・女				
	生 年 月 日	年 月 日			国籍・地域							
	住 居 地	〒 - ※(電話 - -)										
	在留カード番号											
3 支援実施状況	① 空港等への出迎え	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし	(未実施の理由：)							
	② 空港等への見送り	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし	(未実施の理由：)							
	③ 住居の確保・生活に必要な契約に関する支援	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし	(未実施の理由：)							
	④ 生活オリエンテーション	<input type="checkbox"/> 実施 ※	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし	(未実施の理由：)							
	⑤ 関係機関への同行その他必要な支援	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし	(未実施の理由：)							

支援実施状況に係る届出書

(届出の対象期間： 年 第 四半期)

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第2号の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

1 特定技能所属機関

法人番号(13桁)											
(ふりがな) 氏名 又は 名称											
住 所	〒 - ※(電話 - -)										

2 支援対象1号特定技能外国人
当該四半期に受け入れていた1号特定技能外国人は、別紙のとおりです。

→参考様式第3-7号別紙に、当該四半期に1日でも受け入れた実績のある特定技能外国人を記載してください。

3 1号特定技能外国人の支援
1号特定技能外国人支援計画書に記載された10項目の義務的支援(その他任意的支援について記載がある場合は、これを含む。)について、別紙に記載した特定技能外国人に係る実施状況を下記のとおり報告します。

1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。

1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。

→いずれか一方を選択してください。
→届出の対象機関より前に実施した支援(例：来日の際の空港までの出迎え)や当該四半期において実施する予定がない支援(例：帰国の際の空港までの送迎)については、報告の対象ではありません。
→「相談・苦情への対応」支援について、対象期間内に相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」としてください。
→「非自発的離職時の転職支援」について、対象期間内に非自発的離職が発生しなかった場合は、「全て実施した」としてください。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名 _____

電話番号 _____ ※

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

⑥日本語学習の機 会の提供	<input type="checkbox"/> 実施 (未実施の理由:)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし
⑦相談・苦情対応	<input type="checkbox"/> 実施 ※ (未実施の理由:) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし
相談内容 及び 対応結果	相談受理年月日	年 月 日	
	相談内容		
	関係行政機関への 相談又は通報日	年 月 日	
	相談・通報先 の名称		
	対応結果		
⑧日本人との交流 促進	<input type="checkbox"/> 実施 (未実施の理由:)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし
⑨非自発的離職時 の転職支援	<input type="checkbox"/> 実施 ※ (未実施の理由:) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし
転職支援の内容 及び 対応結果	転職支援年月日	年 月 日	
	転職支援の内容		
	公共職業安定所 の利用の有無	<input type="checkbox"/> 利用あり <input type="checkbox"/> 利用なし	
	公共職業安定所 への相談日	年 月 日	
	相談を行った公 共職業安定所の 名称		
	対応結果		
	対応者		

本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。
(記載要領) ※本頁の提出は不要です。

- 「届出の対象期間」は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日までを「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。
- 項番1の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。
- 項番2は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人について、名簿として参考様式第3-7号別紙を添付すること。
なお、受入れ・活動状況に関する届出（参考様式第3-6号）と同時に届出を行う場合には、2欄の「氏名」欄に「受入れ・活動状況に係る届出書に記載のとおり」と記載した上、別紙の名簿の添付は省略して差し支えない。
- 項番3は、届出の対象期間に実施すべき支援（支援計画において当該期間内に実施する予定がないものは除く。）について、当該期間内に全て実施した場合は「1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。」を選択すること。
また、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。」を選択した上で、実施していない支援項目と実施していない理由を記載した理由書（参考様式第5-13号）を添付すること。
なお、「相談・苦情への対応」支援について、相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」として取り扱い、また、「非自発的離職時の転職支援」について、非自発的離職が発生しなかった場合も、「全て実施した」として取り扱うこと。

5 支援の実施内容によって提出が必要な添付資料は以下のとおり。

生活オリエンテーションを実施した場合	→	生活オリエンテーションの確認書（参考様式第5-8号）を作成し、特定技能所属機関の事務所で保管してください。（提出は不要です。）。
相談・苦情への対応を実施した場合	→	相談記録書（参考様式第5-4号）を提出してください。
定期面談を実施した場合	→	定期面談報告書（外国人用、参考様式第5-5号） 定期面談報告書（監督者用、参考様式第5-6号） を提出してください。
非自発的離職時の転職支援を実施した場合	→	転職支援実施報告書（参考様式第5-12号）を提出してください。
実施予定としていたが、実施していない支援がある場合	→	支援未実施に係る理由書（参考様式第5-13号） を提出してください。

④ 定期的な面談の実施	<input type="checkbox"/> 実施 ※ (未実施の理由： ※ 実施の場合は、定期面談報告書を添付すること。)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 支援対象者なし
-------------	---	------------------------------	----------------------------------

(注意)

- 1 「届出の対象期間」は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日までを「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。
- 2 1欄の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 2欄は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人が複数いる場合で支援実施状況が同じである場合には、2欄の「氏名」欄に「別紙のとおり」と記載し、名簿を別紙として添付すること。
 なお、受入れに関する届出と同時に届出を行う場合で、支援実施状況が同じである場合は、2欄の「氏名」欄に「受入れに状況に係る届出書に記載のとおり」と記載した上、別紙の名簿の添付は省略して差し支えないが、支援実施状況に係る内容がそれぞれ異なる場合は、各個人ごとに提出すること。
- 4 3欄は、届出の対象期間に実施すべき支援について記載し、当該期間内に支援を実施した場合は「実施」、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「未実施」とし、その理由を記載すること。また、支援が既に終わっている場合（対象者が来日した際の空港等への出迎え等）や、今後実施する予定の支援（対象者が雇用契約を終了し帰国する際の見送り等）等で、当該期間は対象外である場合は、「支援対象者なし」にチェックマークを付すこと。また、支援計画に変更が生じた場合は、別途支援計画の変更に係る届出（参考様式第3-2号）が必要なることに留意する。
- 5 3欄①の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。
- 6 3欄②の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨を記載すること。
- 7 3欄③は、定期面談報告書（参考様式第5-5号及び5-6号）を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名 _____

※ 電話番号 _____

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更箇所を訂正し署名すること。
 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

55 参考様式第3-7号別紙

1号特定技能外国人支援対象者名簿

参考様式第3-7号（別紙）

1号特定技能外国人支援対象者名簿

特定技能所属機関の氏名又は名称：

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	居住地
1		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)
2		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)
3		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)
4		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)
5		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)
6		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)

参考様式第3-7号（別紙）

1号特定技能外国人支援対象者名簿

特定技能所属機関の氏名又は名称：

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	居住地	支援実施状況
1		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
2		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
3		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
4		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
5		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
6		男・女	年 月 日			〒 _____ (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

(注) 「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第5-13号）を添付すること。

氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	居住地	支援実施状況
7	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
8	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
9	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
10	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
11	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
12	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
13	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
14	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

(注)記載欄が足りない場合は、適宜2枚目のシートを編集した上で使用して差し支えない。

氏名 (ローマ字)	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	居住地	支援実施状況
7	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
8	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
9	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
10	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
11	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
12	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
13	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
14	男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書 (参考様式第5-13号) を添付すること。
(注2)記載欄が足りない場合は、適宜2枚目のシートを編集した上で使用して差し支えない。

56

参考様式第
4-3号支援実施状況に係
る届出書

参考様式第4-3号

支援実施状況に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の30第2項の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

(届出の対象期間： 年 第 四半期)

1 登録支援機関	登録番号											
	法人番号(13桁)											
	(ふりがな) 氏名又は名称											
	住 所 (本店又は主たる事務所)	〒 - ※(電話 - -)										
2 特定技能所属機関	法人番号(13桁)											
	(ふりがな) 氏名又は名称											
	住 所	〒 - ※(電話 - -)										
3 1号特定技能外国人	氏名(ローマ字)						性 別	男・女				
	生 年 月 日						国籍・地域					
	住 居 地	〒 - ※(電話 - -)										
	在留カード番号											

参考様式第4-3号

登録支援機関用

支援実施状況に係る届出書

(届出の対象期間： 年 第 四半期)

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の30第2項の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

1 支援を実施した登録支援機関

登録番号										
法人番号(13桁)										
(ふりがな) 氏名又は名称										
住 所 (本店又は主たる事務所)	〒 - ※(電話 - -)									

2 1号特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関

法人番号(13桁)										
(ふりがな) 氏名又は名称										
住 所	〒 - ※(電話 - -)									

3 支援対象1号特定技能外国人
当該四半期に受け入れていた1号特定技能外国人は、別紙のとおりです。

→参考様式第3-7号別紙に、当該四半期に1日でも受け入れた実績のある特定技能外国人を記載してください。

4 1号特定技能外国人の支援
1号特定技能外国人支援計画書に記載された10項目の義務的支援(その他任意的支援について記載がある場合は、これを含む。)について、別紙に記載した特定技能外国人に係る実施状況を下記のとおり報告します。 1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。 1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。

→いずれか一方を選択してください。

→届出の対象期間より前に実施した支援(例:来日の際の空港までの出迎え)や当該四半期において実施する予定がない支援(例:帰国の際の空港までの送迎)については、報告の対象ではありません。

→「相談・苦情への対応」支援について、対象期間内に相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」としてください。

→「非自発的離職時の転職支援」について、対象期間内に非自発的離職が発生しなかった場合は、「全て実施した」としてください。

			4 支援実施状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">① 空港等への 入国</td> <td style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 見送り</td> <td> <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 住居の確保 に必要となる 生活に必要 な</td> <td> <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 生活オリエン テーション</td> <td> <input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 関係機関への 同行その他 必要な支援</td> <td> <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥ 日本語習得の 機会の提供</td> <td> <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦ 相談又は 事情への対応</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">実施状況</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相談内容及び 対応結果</td> <td>相談受理日</td> <td colspan="2">_____年 月 日</td> </tr> <tr> <td>相談内容</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係行政機関への 相談又は通報日</td> <td>_____年 月 日</td> <td>相談又は通報 先の名称 _____</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	① 空港等への 入国	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)	② 見送り	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)	③ 住居の確保 に必要となる 生活に必要 な	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)	④ 生活オリエン テーション	<input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)	⑤ 関係機関への 同行その他 必要な支援	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)	⑥ 日本語習得の 機会の提供	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)	⑦ 相談又は 事情への対応	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">実施状況</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相談内容及び 対応結果</td> <td>相談受理日</td> <td colspan="2">_____年 月 日</td> </tr> <tr> <td>相談内容</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係行政機関への 相談又は通報日</td> <td>_____年 月 日</td> <td>相談又は通報 先の名称 _____</td> </tr> </table>	実施状況	<input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。			相談内容及び 対応結果	相談受理日	_____年 月 日		相談内容	_____			関係行政機関への 相談又は通報日	_____年 月 日	相談又は通報 先の名称 _____	<p>5 支援対象1号特定技能外国人に関する出入国又は労働関係法令違反等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">違反事実の発生日</td> <td>(届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること)</td> </tr> <tr> <td>違反事実の内容</td> <td>(法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること)</td> </tr> <tr> <td>違反事実への対応結果 (関係行政機関への対応含む。)</td> <td></td> </tr> </table> <p>6 1号特定技能外国人の行方不明その他の問題発生状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「物件管理所属機関」に所属する者に限る。)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (①の者を内数として含む。)</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table> <p>7 その他登録支援機関の適格性に関すること</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>上記の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">登録支援機関の氏名又は名称 _____</p> <p style="text-align: right;">作成責任者の氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____ ※</p> <p>本届出書作成者の署名/作成年月日 _____</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更箇所を訂正し署名すること。 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。</p>	違反事実の発生日	(届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること)	違反事実の内容	(法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること)	違反事実への対応結果 (関係行政機関への対応含む。)		① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「物件管理所属機関」に所属する者に限る。)	名	② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (①の者を内数として含む。)	名	③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数	名	④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	名
① 空港等への 入国	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)																																															
② 見送り	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)																																															
③ 住居の確保 に必要となる 生活に必要 な	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)																																															
④ 生活オリエン テーション	<input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)																																															
⑤ 関係機関への 同行その他 必要な支援	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)																																															
⑥ 日本語習得の 機会の提供	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____)																																															
⑦ 相談又は 事情への対応	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">実施状況</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相談内容及び 対応結果</td> <td>相談受理日</td> <td colspan="2">_____年 月 日</td> </tr> <tr> <td>相談内容</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係行政機関への 相談又は通報日</td> <td>_____年 月 日</td> <td>相談又は通報 先の名称 _____</td> </tr> </table>	実施状況	<input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。			相談内容及び 対応結果	相談受理日	_____年 月 日		相談内容	_____			関係行政機関への 相談又は通報日	_____年 月 日	相談又は通報 先の名称 _____																																
実施状況	<input type="checkbox"/> 実施 ※ <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 支援対象者なし (未実施の理由： _____) ※ 実施の場合は、以下も記載すること。																																															
相談内容及び 対応結果	相談受理日	_____年 月 日																																														
	相談内容	_____																																														
	関係行政機関への 相談又は通報日	_____年 月 日	相談又は通報 先の名称 _____																																													
違反事実の発生日	(届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること)																																															
違反事実の内容	(法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること)																																															
違反事実への対応結果 (関係行政機関への対応含む。)																																																
① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「物件管理所属機関」に所属する者に限る。)	名																																															
② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (①の者を内数として含む。)	名																																															
③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数	名																																															
④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	名																																															

		対 応 結 果	
		対 応 者	

⑤ 流産に依る支
 実施 未実施 支援対象者なし
 (未実施の理由：)

実施 ※ 未実施 支援対象者なし
 (未実施の理由：)
 ※ 実施の場合は、以下も記載すること。

⑥ 非自発的離職時の転職支援

転職支援日	年 月 日		
転職支援内容			
公共職業安定所の利用の有無	<input type="checkbox"/> 利用あり	<input type="checkbox"/> 利用なし	
公共職業安定所への相談日	年 月 日	相談を行った公共職業安定所の名称	
対 応 結 果			
対 応 者			

⑦ 定期的な
 実施 ※ 未実施 支援対象者なし
 (未実施の理由：)
 ※ 実施の場合は、定期面談報告書を添付すること。

5 支援対象者に関する出入国又は労働関係法
 令違反等

違反事実の発生日	(届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること)
違反事実の内容	(法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること)
違反事実への対応結果 (関係行政機関への対応含む。)	

(記載要領) ※本頁の提出は不要です。

- 1 「届出の対象期間」欄は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日まで「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。
- 2 項番1及び項番2の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 項番3は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人について、名簿として参考様式第4-3号別紙を添付すること。
- 4 項番4は、届出の対象期間に実施すべき支援（支援計画において当該期間内に実施する予定がないものは除く。）について、当該期間内に全て実施した場合は「1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。」を選択すること。
 また、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。」を選択した上で、実施していない支援項目と実施していない理由を記載した理由書（参考様式第5-13号）を添付すること。
 なお、「相談・苦情への対応」支援について、相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」として取り扱い、また、「非自発的離職時の転職支援」について、非自発的離職が発生しなかった場合も、「全て実施した」として取り扱うこと。
- 5 項番5は、届出の対象期間において、特定技能所属機関や登録支援機関が、支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。
- 6 項番6②は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人（本届出書の項番3で提出した名簿に記載した者に限られない。）について記載すること（行方不明者が発生していない場合は必ず0と記載すること。）。
- 7 項番7は、届出期間内に登録支援機関に行政機関からの指導があった場合等、登録支援機関の適格性に関して、その内容及びその対応の詳細を記載し、立証資料を添付すること。
- 8 支援の実施内容によって提出が必要な添付資料は以下のとおり。

生活オリエンテーションを実施した場合	→	生活オリエンテーションの確認書（参考様式第5-8号）を作成し、登録支援機関の事務所で保管してください。（提出は不要です。）、。
相談・苦情への対応を実施した場合	→	相談記録書（参考様式第5-4号）を提出してください。
定期面談を実施した場合	→	定期面談報告書（外国人用、参考様式第5-5号） 定期面談報告書（監督者用、参考様式第5-6号） を提出してください。
非自発的離職時の転職支援を実施した場合	→	転職支援実施報告書（参考様式第5-12号）を提出してください。
実施予定としていたが、実施していない支援がある場合	→	支援未実施に係る理由書（参考様式第5-13号）を提出してください。

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="674 118 719 277">不明その他特定技能外国人の発生の状況</td> <td data-bbox="719 118 958 165">① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「特定技能所属機関」に所属する者に限る。)</td> <td data-bbox="958 118 1355 165">名</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="719 165 958 213">② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (D)の者を対象として含む)</td> <td data-bbox="958 165 1355 213">名</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="719 213 958 245">③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数</td> <td data-bbox="958 213 1355 245">名</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="719 245 958 277">④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数</td> <td data-bbox="958 245 1355 277">名</td> </tr> </table> <p data-bbox="674 293 719 430">7 その他登録支援機関の適格性に関すること</p> <p data-bbox="674 430 719 446">(注意)</p> <ol data-bbox="674 446 1355 734" style="list-style-type: none"> 「届出の対象期間」欄は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日まで「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。 1欄及び2欄の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。 3欄は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人が複数にいる場合で支援実施状況が同じである場合は、3欄の「氏名」欄に「別紙のとおり」と記載し、本届出書別紙「1号特定技能外国人支援対象者名簿」を添付し、提出しても差し支えないが、支援実施状況に係る内容がそれぞれ異なる場合は、各個人ごとに提出すること。 4欄は、届出の対象期間に実施すべき支援について記載し、当該期間内に支援を実施した場合は「実施」、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「未実施」とし、その理由を記載すること。また、支援が既に終わっている場合（対象者が来日した際の空港等への送迎等）や、今後実施する予定の支援（対象者が雇用契約を終了し帰国する際の送迎等）等で、当該期間は対象外である場合は、「支援対象者なし」にチェックマークを付すこと。また、支援計画に変更が生じた場合は、別途支援計画の変更に係る届出（参考様式第3-2号）が必要に留意すること。 4欄の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的にかつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。 4欄の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的にかつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨を記載すること。 4欄は、定期面談報告書（参考様式第5-5号及び5-6号）を添付すること。 5欄は、届出の対象期間において、特定技能所属機関や登録支援機関が、支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。 6欄は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人（本届出書の「3 特定技能外国人」欄に記載した者に限らない）について記載すること。 7欄は、届出期間内に登録支援機関に行政機関からの指導があった場合等、登録支援機関の適格性に関して、その内容及びその対応の詳細を記載し、立証資料を添付すること。 <p data-bbox="674 750 940 774">上記の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p data-bbox="918 798 1321 821">登録支援機関の氏名又は名称 _____</p> <p data-bbox="985 845 1299 869">作成責任者の氏名 _____</p> <p data-bbox="1030 893 1321 917">電話番号 _____ ※</p> <p data-bbox="674 909 918 933">本届出書作成者の署名／作成年月日</p> <p data-bbox="1142 957 1344 981">年 月 日</p> <p data-bbox="674 981 1355 1029">注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更箇所を訂正し署名すること。 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。</p>	不明その他特定技能外国人の発生の状況	① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「特定技能所属機関」に所属する者に限る。)	名		② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (D)の者を対象として含む)	名		③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数	名		④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	名
不明その他特定技能外国人の発生の状況	① 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「特定技能所属機関」に所属する者に限る。)	名													
	② 支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (D)の者を対象として含む)	名													
	③ 雇用する特定技能外国人の行方不明者数	名													
	④ 雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	名													

参考様式第4-3号別紙

1号特定技能外国人支援対象者名簿

登録支援機関の氏名又は名称：
特定技能所属機関の氏名又は名称：

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況
1		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
2		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
3		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
4		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
5		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
6		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況
7		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
8		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
9		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
10		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
11		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
12		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
13		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
14		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

(注1)全ての欄について記載できない場合は、適宜2枚目のシートを編集の上使用して差し支えない。
(注2)本様式は、特定技能所属機関ごとに作成すること。

参考様式第4-3号別紙

1号特定技能外国人支援対象者名簿

登録支援機関の氏名又は名称：
特定技能所属機関の氏名又は名称：

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況
1		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
2		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
3		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
4		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
5		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
6		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

(注)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第5-13号）を添付すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住所地	支援実施状況
7		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
8		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
9		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
10		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
11		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
12		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
13		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>
14		男・女	年 月 日			〒 (電話番号)	未実施の支援項目がある → <input type="checkbox"/>

(注1)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第5-13号）を添付すること。
(注2)全ての欄について記載できない場合は、適宜2枚目のシートを編集の上使用して差し支えない。(注3)本様式は、特定技能所属機関ごとに作成すること。

58

参考様式第
5-12号

転職支援実施報告書

(新設)

参考様式第5-12号

転 職 支 援 実 施 報 告 書

1 非自発的離職時の転職支援の対象である特定技能外国人

氏名（ローマ字）		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	国籍・ 地域	
住 居 地	〒 _____ (電話 _____)		
在留カード番号	_____		

2 非自発的離職時の転職支援の内容及び対応結果

転職支援年月日	年 月 日
転職支援の内容	
公共職業安定所の利用の有無	<input type="checkbox"/> 利用あり <input type="checkbox"/> 利用なし
公共職業安定所への相談日	年 月 日
相談を行った公共職業安定所の名称	
対応結果	
対応者	

転職支援を実施した特定技能所属機関又は登録支援機関の氏名又は名称 _____

転職支援を実施した支援責任者又は支援担当者の氏名 _____

電話番号 _____ ※

※ 転職支援の内容等の確認のため、連絡させていただく場合があります。

59

参考様式第
5-13号

支援未実施に係る
理由書

(新設)

参考様式第5-13号

支援未実施に係る理由書

1 未実施となった支援の対象である特定技能外国人

氏名(ローマ字)		性別	男・女
生年月日	年 月 日	国籍・地域	
住居地	〒 _____ (電話 _____)		
在留カード番号	_____		

2 未実施となった支援内容及びその理由

未実施となった支援の内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 空港等への送迎 <input type="checkbox"/> 関係機関への同行等 <input type="checkbox"/> 日本人との交流促進 <input type="checkbox"/> その他任意的支援()	<input type="checkbox"/> 住居の確保・生活に必要な契約に関する支援 <input type="checkbox"/> 日本語学習の機会提供 <input type="checkbox"/> 非自発的離職時の転職支援 <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーション <input type="checkbox"/> 相談又は苦情への対応 <input type="checkbox"/> 定期面談
未実施の理由		
支援担当者又は委託を受けた実施担当者		

特定技能所属機関又は支援委託を受けた登録支援機関の氏名又は名称 _____

支援責任者又は支援担当者の氏名 _____

電話番号 _____ ※

※ 本理由書に記載された内容等の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(注意) 複数の特定技能外国人について、未実施の支援内容等が同一の場合には、氏名欄に「別紙のとおり」と記載した上、対象の特定技能外国人の氏名等を記載した別紙(任意様式)を添付することとしても差し支えない。